

マイナンバーマネジメントシステム

基本方針

基本方針雛形

(特定)個人情報保護実務規程

1目的

- 1.1 目的
- 1.2 適用規格
- 1.3 適用対象
- 1.4 適用範囲

2用語・定義

- 2.1 個人情報
- 2.2 個人番号
- 2.3 特定個人情報
- 2.4 個人情報データベース等
- 2.5 個人情報ファイル
- 2.6 個人データ
- 2.7 特定個人情報ファイル
- 2.8 保有個人データ
- 2.9 開示対象個人情報
- 2.10 本人
- 2.11 個人番号利用事務
- 2.12 個人番号関係事務
- 2.13 特定個人情報保護管理者
- 2.14 特定個人情報保護監査責任者
- 2.15 事業者
- 2.16 個人情報取扱事業者
- 2.17 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者
- 2.18 (特定)個人情報保護管理者
- 2.19 (特定)個人情報保護監査責任者
- 2.20 本人の同意
- 2.21 特定個人情報マネジメントシステム
- 2.22 不適合
- 2.23 本人に通知
- 2.24 公表
- 2.25 本人に対し、その利用目的を明示
- 2.26 本人が容易に知り得る状態
- 2.27 本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)

3.1 一般規定事項

特定個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、かつ改善する。

3.2 特定個人情報保護方針

- 3.3.1 個人情報等の特定
 - 3.3.1.1 既に取得済みの個人情報の特定手順
 - 3.3.1.2 個人情報等の再特定手順
- 3.3.2 法令、国が定める指針その他の規範
- 3.3.3 リスクなどの認識、分析及び対策
- 3.3.4 資源、役割、責任及び権限
 - 3.3.4.1 組織
 - 3.3.4.2 役割、責任及び権限
- 3.3.5 内部規定
- 3.3.6 計画書
- 3.3.7 緊急事態への準備
 - 3.3.7.1 緊急事態の定義
 - 3.3.7.2 発生報告と緊急事態体制の設置
 - 3.3.7.3 事件・事故の対策方法
 - 3.3.7.4 本人への通知
 - 3.3.7.5 事実関係、発生原因及び対策案などの公表
 - 3.3.7.6 関係機関への報告
 - 3.3.7.7 再発防止策の策定と社内への徹底
 - 3.3.7.8 原因への対応と記録

- 手順1 社内にある既存の個人情報等の特定
- 手順2 SPMS記録01「個人情報等明細書」の作成
- 手順3 SPMS記録02「個人情報等管理台帳」の作成

- (1) 代表者(代表取締役)
- (2) (特定)個人情報保護管理者
- (3) (特定)個人情報保護監査責任者
- (4) 安全管理責任者
- (5) 教育責任者
- (6) 苦情・相談窓口責任者
- (7) (特定)個人情報保護部門管理者
- (8) 従業者

- 第一報
- 緊急レベル判定
- 緊急事態体制の設置
- 第1回目の「緊急事態対策会議」で決定を行う事項

- 暫定対策の実施
- フェールセーフとは?
- 根本対策

- 特定できる本人への連絡
- 特定できない多数の本人への連絡
- 問い合わせ窓口の設置

3.4 実施及び運用

- 3.4.1 運用手順
- 3.4.2 取得、利用及び提供に関する原則
- 3.4.3 適正管理
 - 3.4.3.1 正確性の確保
 - 3.4.3.2 安全管理措置
 - 3.4.3.3 従業者の監督
 - 3.4.3.4 委託先の監督
 - 3.4.3.5 個人情報等に関する本人の権利
 - 3.4.3.6 教育
- 3.4.3.3.1 内部規定の違反に関する罰則

3.5 特定個人情報保護マネジメントシステム文書

3.6 苦情及び相談への対応

- 3.6.1 体制
- 3.6.2 手順

3.7 点検

- 3.7.1 運用の確認
 - 3.7.1.1 運用に確認における手順
- 3.7.2 監査
 - 3.7.2.1 監査における手順
 - (1) 監査全体計画の立案
 - (2) 監査体制の整備
 - (3) 監査の実施
 - ① 適合性監査
 - ② 運用監査チェックリストの作成
 - ③ 監査の実施
 - (4) 監査報告書のまとめと報告会
 - (5) 是正処置の実施・確認
 - (6) 是正処置及び予防処置実施後のフォローアップ監査

3.8 是正処置及び予防処置

- 3.8.1 是正処置お及び予防処置の対象
 - (1) 不適合の内容の確認
 - (2) 是正処置及び予防処置の立案
 - (3) 是正処置及び予防処置の実施
 - (4) 是正処置及び予防処置の有効性レビュー(効果確認)
- 3.8.2 手順

3.9 事業者の代表者による見直し

- (改廃の手順)
- (適用)